

議案第41号

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程及び大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例案

(大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程(平成8年大阪市条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所の所在地は、次のとおりとする。 <u>大阪市淀川区西宮原2丁目6番54号</u> 淡路・三国東土地区画整理事務所	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所の所在地は、次のとおりとする。 大阪市東淀川区東中島4丁目4番4号 淡路土地区画整理事務所

(大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程(平成13年大阪市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所の所在地は、次のとおりとする。 大阪市淀川区西宮原2丁目6番54号 <u>淡路・三国東土地区画整理事務所</u>	(事務所の所在地) 第5条 事業の事務所の所在地は、次のとおりとする。 大阪市淀川区西宮原2丁目6番54号 <u>三国東土地区画整理事務所</u>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和5年2月9日提出

大阪市長 松井 一郎

説 明

大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業及び大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業の事務所を統合するため、大阪都市計画事業淡路駅周辺地区土地区画整理事業施行規程及び大阪都市計画事業三国東地区土地区画整理事業施行規程の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。